

2022 年 6 月 14 日

通貨ニュース

新興国：ベトナムと台湾は一旦監視リストに戻る

6 月 10 日に米財務省は半期に一度の為替政策報告書 (Semiannual Report on Macroeconomics and Foreign Exchange Policies of Major Trading Partners of the United States) を発表した。米財務省は為替政策報告書を 4 月と 10 月の 15 日までに毎年 2 回、議会に提出することになっている。前回の為替政策報告書は 2021 年 12 月 3 日に発表されており、今回は 6 月の発表となった。

2016 年 4 月以降の為替政策報告書では、外国の為替政策に対する監視体制を強化しており、3 つの基準を掲げてきた。その 3 つの基準は前回の為替政策報告書で一部変更され、今回はそれらをそのまま引き継いだ。具体的には①巨額の対米貿易黒字 (財・サービス、150 億ドル以上)、②大幅な経常黒字 (GDP 比 +3% 以上) もしくは実際の経常黒字と米財務省の計量モデル「GERAF」に基づいて算出される「最適な経常収支 (optimal current)」を比較して、その乖離が GDP 比で 1% 以上となる場合 (GERAF はファンダメンタルと適切なポリシーミックスを前提に最適な経常収支水準を推計する) ③外国為替市場での継続的かつ一方的な外貨買い為替介入 (ネット為替介入額が GDP 比 +2% 以上、過去 12 か月のうち 8 か月間で実施)。これらの 3 つの基準に全て合致した場合「為替操作国」と認定し、その国に対し二国間協議や一定の対抗措置を実施するとしている。2 つの基準に抵触した場合は「監視リスト」入りとなる。

前回の為替政策報告書ではベトナムと台湾が①②③の基準を全て満たしていたものの、為替操作国の認定は見送られ、為替操作国の疑いがあるという評価にとどめられた。

今回の為替政策報告書ではベトナムは①の基準を 1 つ、台湾は①と②の基準を 2 つ満たす格好となり、為替操作国の疑いがあるという評価から外れ、監視リスト入りとなった。ベトナムにおいては 1 つの基準しか満たしていないものの、2 回連続で 2 つの基準を満たさなくなるまでは監視リスト入りとなる。また、ベトナムと台湾両国においては前回 3 つの基準を全て満たしているため、米財務省は少なくとも 2 回連続で 3 つの基準を満たさなくなるまでは、ベトナムと台湾の入念な分析を続けるとしている。前回の監視リストに入っていたスイスは、今回①②③の全ての基準を満たしたが、為替操作国認定は見送られた。スイスにおいては 2021 年初頭に開始した二国間の取り組みを強化し、対外不均衡の根本的な要因に対処するための方策などについて協議するとしている。

市場営業部

大島 由喜

03-3242-7065

yuki.ooshima@mizuho-bk.co.jp

なお、前述のベトナムと台湾のほか、中国、日本、韓国、ドイツ、イタリア、インド、マレーシア、シンガポール、タイ、メキシコが今回も監視リスト入りした。中国は前回の報告書では①と②の基準を満たしていたが、今回は①の基準のみとなった。中国については引き続き、大規模な自国通貨売り・外貨買い介入を行っている可能性があるとの認識を示し、透明性が欠如しているため監視の必要性があるとした。アイルランドは 2 回連続で 1 つの基準しか満たさなかったため今回、監視リストから外れている。

今回も前回同様、3 つの基準を満たしている国があったものの、為替操作国の認定は見送られている。しかし、今回の為替政策報告書でバイデン政権は、米国の労働者に対して人為的に通貨価値を操作することにより不当な優位性を得ようとする米国の貿易相手国の試みに強く反対する姿勢を示した。また、米財務省は、一部の国が経済のファンダメンタルズ に沿った自国通貨高に抵抗するため、為替介入を拡大させていることに懸念している。引き続き、通貨の過小評価や対外不均衡の是正を求めている。このような米財務省の姿勢は各国や各地域の通貨当局による自国通貨売り・外貨買いへの牽制や圧力になるだろう。

図表 1: 米国為替政策報告書における監視リストの現状(2022 年 6 月)

	為替介入			経常収支				貿易収支 10億ドル	3つの基準に 抵触	監視対象
	純外貨購入額		持続的介入	規模			ギャップ			
	対GDP比	10億ドル		対GDP比	3年間変化	10億ドル				
カナダ	0.0%	0	No	0.1%	2.4%	1	-5.7%	25		
メキシコ	0.0%	0	No	-0.4%	1.6%	-5	-0.9%	106		○
中国	0.1～1.6%	24～290	Yes	1.8%	1.6%	317	0.3%	340		○
日本	0.0%	0	No	2.9%	-0.7%	141	2.0%	55		○
ドイツ	0.0%	0	No	7.6%	-0.5%	319	3.8%	73		○
英国	0.0%	0	No	-2.6%	1.3%	-83	-1.5%	-17		
韓国	-0.8%	-14	No	4.9%	0.4%	88	-2.7%	22		○
アイルランド	0.0%	0	No	14.1%	8.9%	70	11.0%	11		
スイス	2.8%	23	Yes	9.3%	3.2%	75	1.7%	21	◎	
インド	1.3%	41	No	-1.1%	1.3%	-35	0.3%	45		○
台湾	1.2%	9	Yes	14.8%	3.2%	115	7.4%	40		○
オランダ	0.0%	0	No	9.5%	-1.3%	97	0.6%	-24		
フランス	0.0%	0	No	-0.8%	0.0%	-23	-1.9%	22		
ベトナム	2.8%	10	No	-1.1%	-3.0%	-4	1.4%	90		○
シンガポール	7.3%	29	Yes	18.1%	3.0%	72	6.3%	-21		○
ブラジル	-1.9%	-30	Yes	-1.7%	0.9%	-28	1.2%	-26		
イタリア	0.0%	0	No	2.5%	-0.1%	52	-3.2%	39		○
マレーシア	0.2%	1	No	3.8%	1.6%	14	-1.0%	41		○
タイ	-2.2%	-11	No	-2.1%	-7.7%	-11	0.1%	33		○
ベルギー	0.0%	0	No	-0.4%	0.4%	-2	-5.7%	-12		
ユーロ圏	0.0%	0	No	2.4%	-0.6%	340	0.3%	132		

注: 監視リスト入りの基準は、①対米貿易黒字(年間 150 億ドル以上)、②経常黒字(GDP 比で+3%以上もしくは GERAf に基づく「適切な経常収支」と実際の経常収支の乖離(ギャップ)が 1%以上)、③一方的且つ継続的な外貨買い為替介入(GDP の+2%以上、過去 12 か月のうち 8 か月間で実施)。

出所: 米財務省、みずほ銀行

当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。当資料は信頼できると判断した情報に基づいて作成されていますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前連絡なしに変更されることもあります。投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。また、当資料の著作権はみずほ銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。なお、当行は本情報を無償でのみ提供しております。当行からの無償の情報提供を望まれない場合、配信停止を希望する旨をお申し出ください。